

## 韓國における社外取締役・監査委員会制度の問題点と最近の動向

權 鍾 浩

(建國大學校 法科大學 副教授)

### < 目 次 >

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 一 はじめに                |            |
| 二 社外取締役と監査委員会に対する法規制  | 五 最近の動向    |
| 1. 社外取締役制度            | 1. 法案の重要内容 |
| 2. 監査委員会制度            | 2. 証券取引法   |
| 三 社外取締役制度の問題点         | 3. 外監法     |
| 1. 取締役会内の委員会          | 4. 公認会計士法  |
| 2. 社外取締役の減少と非登記取締役の増加 | 六 結び       |
| 四 監査委員会制度の問題点         |            |
| 1. 運営方式               | 参考文献       |
| 2. 監査委員の責任            | 國文抄録       |
| 3. 取締役会による再決議         |            |

### 一 はじめに

韓國において企業統治構造の改善のための立法が集中的に行われたのは一九九八年と一九九九年である<sup>1)</sup>。この時期はちょうど一九九七年のいわゆる金融危機を契機として企業統治構造の

1) 一九九八年と一九九九年には商法のみならず証券取引法、獨禁法、會社整理法等においても多くの改正があった。そのうち商法の改正内容を紹介すれば次のようである。一九九九年の商法改正内容は、①株式の最低額面償還引下、②株式分割制度の導入、③株主提案権導入、④少数株主権の行使要件緩和、⑤集中投票制導入、⑥資本五億ㄲ以下の株主會社における取締役の員数の自由化、⑦業務執行指示者の責任制度の新設、⑧新株発行における現物出資の容易化、⑨中間配当制度の新設、⑩小規模合併制度の新設、⑪合併手続きの簡易化、⑫會社分割制度の導入があり、そして一九九九年の商法改正内容には①stock option制度の導入、②自己株式取得制限の緩和、③株主總會議長地位の明文化、④株主總會・取締役会の運営の弾力化、⑤監査委員会等委員会制度の新設、⑥小規模分割合併制度の新設があり、そして二〇〇一年の改正内容には①一人會社の設立許可、②親子會社の要件緩和、③利益消却の要件緩和、④株式交換・移轉制度の新

先進化を通じて企業経営の透明性と効率性を高めて韓国企業の国際競争力を強化しようとしていた時期であった。本稿で検討しようとしている社外取締役及び監査委員会制度もこの時期に企業経緯の透明性を高める目的で導入されたものである。

社外取締役制度が韓国で最初に導入されたのは一九九六年である。このときには銀行をはじめとする一部の公企業がその対象であったが、一九九七年金融危機以降、一九九八年には証券取引所の上場規定で、そして二〇〇〇年には証券取引法の改正を通じて上場会社の場合は必ず一定員数の社外取締役を選任するようにした。そして、監査委員会制度は一九九九年商法改正により導入され、その後二〇〇〇年には証券取引法の改正を通じて一定規模以上の会社の場合は監査委員会の設置が義務づけられた。

このことは、韓国でいつも問題とされてきた経営者に対する監視・監督システムの無機能化を社外取締役を通じて畫期的に改善しようとするものであったが、こうした努力にも。しかし、こうした努力にも関わらず、今年二月に韓国の第三の財閥であるSKの系列社であるSKグローバルの一兆五〇〇〇億ウの粉飾會計が明らかになり、それを契機に最近再び企業會計の透明性を高めるための法律改正作業が推進されつつある。本稿では最近のこうした改正動きを含めて、韓国の社外取締役及び監査委員会制度の問題点につき触れていきたい。

## 二 社外取締役と監査委員会に対する法規制

### 1. 社外取締役制度

韓国の場合、社外取締役に對する法規制は証券取引法によりなされている<sup>2)</sup>。証券取引法によれば、最近事業年度末資産總額が二兆ウ以上である大型の上場会社又は協會登録会社<sup>3)</sup>（以下、大規模上場会社という）の場合には、社外取締役は三人以上でかつ取締役總數の二分の一でなければならない（証券取引法第一九六條の一六、同法施行令第八四條の二三第一項・二項）。

設、⑤電子文書による株主總會招集通知制度の新設等がある。

- 2) 韓国の場合、日本とは異なり企業統治構造等の一定の企業内部事項（例えば、株式消却、自己株式取得、株式買取請求権、合併、監査役等）に關して商法のみならず証券取引法（第九章三節上場法人等に對する特例等）でも規定している。もちろん、商法と証券取引法は要件等で異なる。例えば、株主提案權については商法と証券取引法で各々規定しているが、証券取引法によれば株主提案權を行使するためには發行済株式總數の一〇〇分の一以上を六ヶ月前から引き続き保有しなければならないの對して（証券取引法第一九一條の一四第一項、同法施行令第八四條の二一第一項）、商法の場合は持株要件はなくただ發行済株式總數の一〇〇分の三以上を保有すればよい（商法第三六三條の二第一項）。証券取引法の適用對象は上場会社及び協會登録会社であり、商法はそのほかの会社である。このように法規制が二元的に行われているのは主務部署が商法の場合は法務部であるの對して、証券取引法は財政經濟部だからである。
- 3) 協會登録会社とは、大雜把にいうと証券業協會の開設している協會仲介市場（いわゆるkosdaq証券市場）に上場した会社をいう。

社外取締役は社外取締役候補推薦委員会（以下、候補推薦委員会）の推薦する候補者の中で株主総会で選任する（同法第一九一條の一六第三項）。候補推薦委員会は二人以上の取締役で構成され、委員の二分の一以上は社外取締役でなければならない（同法第一九六條の一六第三項、第五四條の五第二項）。株主は株主提案権を通じて社外取締役を推薦することができ、このときには候補推薦委員会は必ず株主の推薦した候補を社外取締役候補に含めなければならない（同法第五四條の五第三項）。

そして、そのほかの上場会社又は資産総額の一億ウ未滿であるベンチャー企業を除いた協會登録会社の場合も社外取締役は必ず選任しなければならないが、その員数は取締役の中四分の一以上であればよく、候補推薦委員会制度の適用もない（同法第一九一條の一六第一項）。

社外取締役の資格については厳格な制限があり<sup>4)</sup>、社外取締役の辞任、死亡等の事由で社外取締役が法定の員数に達しない場合にはその事由が生じた後最初に招集される株主総会で欠員を補充しなければならない（同法第一九一條の一六第三項、第五四條の五第五項）。そして上場会社又は協會登録会社（以下、上場会社）が社外取締役を選任又は解任するとき、或いは社外取締役が任期満了以外の事由で退任した場合にはその内容を選任・解任又は退任した日の翌日まで金融監督委員会と証券取引所又は証券業協會に申告しなければならない（同法第一九一條の一六第六項）。

## 2. 監査委員会制度

監査機構に対する法規制は商法と証券取引法によって二元的に行われている。まず証券取引法によれば、大規模上場会社の場合、従来の監査役制度は廢止され、その代わりに監査委員会の設置が義務づけられる（同法第一九一條の一七第一項、同法施行令第八四條の二四）。監査委員会は三人以上の取締役で構成され、委員の三分の二以上は社外取締役でなければならない（同法第一九一條の一七第二項、第五四條の六第二項）。従って、監査委員の中には社外取締役でない者も含まれるが、この場合にも資格要件には制限がある<sup>5)</sup>。委員長は社外取締役でなけれ

- 4) 証券取引法によれば、次の者は社外取締役の資格がない。すなわち①常勤監査役（注6）の欠格事由の中第一項ないし第四項に当たる者、②最大株主、③最大株主と特殊関係人、④主要株主（發行済株式總數の10%以上の所有者）、その配偶者及びその直系尊卑屬、⑤当該会社又は系列会社の常勤役員・職員又は最近二年以内に常勤役員・職員であった者、⑥当該会社の役員の配偶者及び直系尊卑屬、⑦当該会社と重要な取引関係にある者、事業上競争関係又は協力関係にある法人の役員・職員又は最近二年内に役員・職員であった者、⑧当該会社の役員・職員が非常任取締役として勤めている会社の役員・職員、⑨社外取締役として職務を忠實に遂行するのが困難である者または当該会社の経営に影響を及ぼしうる者等は社外取締役となりえない。そして社外取締役となつてからこれらの事由に当たるようになったときには社外取締役の職を喪失する（証券取引法第一九一條の一六第三項、同法第五四條の五第四項）。
- 5) 社外取締役でない監査委員の場合にも、常勤監査役の欠格事由（注6）に当たる者は監査委員となり得ない。但し、現在常勤監査役として又は社外取締役でない監査委員として在任中である者は常勤監査役の欠格事由に当たる「当該会社の常勤役員・職員又は最近二年内に常勤役員・職員であった者」であっても社外取締役でない監査委員となりうる（証券取引法第一九一條の一七第二項、第五四條の六第三項）。

ばならない（同法五四條の六第二項）。その他の上場會社の場合には、從來の監査役制度と監査委員會制度の中いづれかの一つを選択することができるが、資産總額が一〇〇〇億ウ以上である上場會社が從來の監査役制度を選択したときには一人以上の常勤監査役を置かなければならない（同法第一九一條の一二第一項、同法施行令第八四條の一九第一項）。もちろん常勤監査役の資格には制限がある<sup>6)</sup>。

これに對して、商法によれば、株式會社は定款の定めがあれば監査役に代えて監査委員會を設置することができる。監査委員會を設置した場合には監査役をおくことができない（同法第四一五條の二第一項）。監査委員會は三人以上の取締役で構成されるが、獨立性に問題がある者は委員の三分の一を越えることができない（同條第二項）。そして、監査委員の選任及び解任と關連して、商法に基づいて設置される監査委員會の場合には、選・解任權は取締役會にあるが、証券取引法に基づく監査委員會の場合には、監査委員のうち社外取締役でない者に對しては株主總會が選解任權をもち（証券取引法第一九一條の一一第一項）、社外取締役である監査委員の場合は取締役會が選解任權をもっている（同條項の反對解釋、商法第三九三條の二第二項・三項）。証券取引法でこのように監査委員の選解任機關を區別すべき特別な理由があるかは疑問である。これに對して監査役の場合には株主總會に選解任權がある（商法第四〇九條第一項、第四一五條）。

そして、監査役及び監査委員の選解任のとき大株主の影響力を制限するためにその議決權を制限しているが、これも商法と証券取引法はその内容を異にしている。商法の場合は「監査役の選任」に限って發行済株式總數の一〇〇分の三を越える株式を所有している株主はその超過する株式につき議決權を行使することができないが、証券取引法では「監査役及び社外取締役でない監査委員の選・解任」において最大株主とその特殊關係人その他大統領令の定める者が所有する上場會社の議決權のある株式の合計が当該上場會社の議決權のある發行済株式總數の一〇〇分の三を越える場合、その株主は超過する株式につき議決權を行使することができない（証券取引法第一九一條の一一第一項）。

### 三 社外取締役制度の問題点

6) 常勤監査役の欠格事由について証券取引法第一九一條の一二第三項第一号ないし第七号で規定している。すなわち、①未成年者・禁治産者・限定治産者、②破産者として復権されない者、③禁錮以上の刑を受けその執行が終了されない者、④証券取引法によって解任又は免職されてから二年が経過しない者、⑤当該會社の主要株主、⑥当該會社の常勤役員・職員又は最近二年内に常勤役員・職員であった者、⑦主要株主の配偶者及び直系尊卑屬、常勤役員の配偶者及び直系尊卑屬、系列會社の役員・職員又は最近二年内に役員・職員であった者は常勤監査役になりえない。常勤監査役になってからこれらの事由にあたるようになれば常勤監査役の職を喪失する。

韓國の社外取締役制度は一九九七年金融危機を契機にして導入された後、一連の証券取引法の改正を通じて適用対象の範囲を拡大するなど引き續いて補完・修正してきており、近時發表された報告書や勧告案<sup>7)</sup>を見ても社外取締役制度を維持・強化しようとするのが政府側の確固たる立場である。しかし、これまでも學界や實務界を中心に社外取締役制度に関して實務經驗の不足、獨立性の欠如等社外取締役に内在する限界や韓國の根強いオーナー中心の企業文化等を理由として懷疑的な視覚が少なくなく<sup>8)</sup>、社外取締役制度が企業實務では見せかけ用の形式的に運営されていると見るのが一般的な視覚である<sup>9)</sup>。

社外取締役制度がこのように企業の實務で定着されていない理由にはいろいろなことがありうるが、立法上の不備もその理由の一つである。ここでは韓國の社外取締役制度の問題点につき法理的な観点から簡単に触れることにしたい。

## 1. 取締役會内の委員會

一九九九年商法改正を通じて監査委員会制度を導入しながら、同時に取締役會内の委員會制度を導入して取締役會の業務の中一定の業務に対しては取締役會の内部に設置される委員會に委任することができるようにした。すなわち、現行商法によれば取締役會は定款の定めに従って取締役會の内部に委員會を設置することができ（商法第三九三條の二第一項）、このときには取締役會は①株主總會の承認を要する事項の提案、②代表取締役の選任及び解任、③委員會の設置とその委員の選任及び解任、④定款で定める事項、を除いてはこの委員會にその権限を委任することができる（同條第二項）。委員會は二人以上の取締役で構成され（同條第三項）、委員會で決議した事項は各取締役に通知しなければならない、取締役會は委員會が決議した事項に関して再び決議することができる（同條第四項）。そして、委員の欠員、委員會の招集、委員會の決議方法、議事録の作成、委員會の延期・續行については取締役および取締役會に関する規定が準用される（同條五項）。

### (1) 取締役會及び社外取締役制度との關係

7) 企業支配構造改善委員會、「企業支配基準模範規程（案）」（1999.8）、Coudert Brothers、法務法人世宗、International Development Law Institute、Bernard S. Black、「韓國競争力強化のための韓國の企業支配構造最終報告書及び法改正勧告案」（2000.6）。

8) 林重浩、「社外取締役制度の定着のための先決課題」上場（韓國上場會社協議會・2000. 10）六頁。鄭浩烈、「米國の會社支配構造の変遷とその現況」比較私法（韓國比較私法學會）第六卷二号（1999）五七六頁以下。

9) 一九九九年に上場會社を対象とした調査によれば社外取締役の三一％、上場會社の六三％が社外取締役制度の運営に関して否定的に見ている（李基秀、「社外取締役制度の強化を巡る争点」商事法研究第一九卷三号（2001）八〇頁）。そして二〇〇二年四月の調査によれば調査対象上場會社一〇社のうち、四三、七％が社外取締役の機能につき懷疑的に見ている（Kang hee kab・株式會社の經營監督・監査及び監査委員会制度の問題点（韓國上場會社協議會・2002）一八七頁）。

この委員会制度は周知のようにアメリカの委員会制度を範として導入したものであるが、しかし、アメリカのように取締役会を徹底に監督機関としたり委員会の獨自性を認めることを前提としたものではない。その根據としては取締役会の監督機關化の表裏關係にある執行役制度が導入されなかつただけではなく、委員会で決定した事項に關してもいつも取締役会が再決議をすることができるからである（商法第三九三條の二第四項）<sup>10)</sup>。そういう意味で韓國の委員会制度は取締役会の下部組織として徹底的に取締役会の影響力の下にある制度というべきであろう。

委員会制度は社外取締役の専門性を活用したり、取締役会の業務の中取締役会で決定するのが不適切な業務（例えば、CEOの報酬）に關する意思決定又は社外取締役が少數である場合社外取締役の役割を極大化する手段として重要な意味がある<sup>11)</sup>。こうした観点からすれば、韓國の委員会制度は相当な問題点をもっている。第一、委員会の構成につき何らの制限もないから社内取締役だけで委員会を構成することができる。その結果、委員会制度がむしろ社外取締役を排除する手段として悪用されうる危険性がある。第二、委員会は二人の取締役で構成することができるから、その場合には監査委員の間に意見の對立があるときその解決が不可能であるのみならず、たとえ社外取締役を委員に含めさせるとしても社外取締役を少數とする委員会を構成するのが可能であり、また委員会の決議は多數決によるから（商法第三九三條の二第五項、第三九一條）、社外取締役が機能を遂行する機會が源泉的に封鎖されうる。

特に日本のように委員会の決定を取締役会が覆すことができない法制であれば別論であるが、委員会の決定につき取締役会による再決議が可能である法制をとりながら委員会の決定に對する取締役の信頼を保護する規定を置いていない点も委員会の役割と機能を萎縮する一つの要因となっている。なぜならば、韓國のような法制においては委員会の決定に問題が合った場合、これを取締役会で再決議しなかつた時には取締役会（取締役）は法的責任を避けられないからである。

## （2）常務会との關係

韓國の場合、日本と同じく代表取締役と主要な業務担当取締役で構成される常務会を取締役会と別に置いている會社が少なくない。但し、常務会は會社によって（i）定款に規定を置いて取締役会の決議で設置している場合もあれば、（ii）そうでなく、單に代表取締役の諮問機關として非公式的に運営する場合もある<sup>12)</sup>。

10) 委員会の決議につき取締役会による再決議ができることが問題となるのは、取締役会が社内取締役中心に構成されている場合には委員会を社外取締役中心に構成しても結局には社内取締役の影響を受けざるを得ないという点である。

11) 權鍾浩、「韓國型社外取締役の問題点とその改善方案に關する立法論的模索」上場協第四四号（上場會社協議會・2001）一一五頁以下。

ところが、この常務會の法的な地位が委員會制度の導入により改めて問題となっている。というのは従来には設置の根據がいずれにしても常務會は任意の組織にすぎなかったが、委員會制度が導入されてからは設置の根據が(i)である場合には常務會は取締役會内部の委員會に当たる可能性が非常に高くなったからである。取締役會内の委員會に関する商法第三九三條の二によればその名称が何であれ、ある組織が定款の定めに従って取締役會によって設置されかつ二人以上の取締役がその組織に参加すればそれは取締役會内部の委員會に当たる。従って、(i)の常務會であるならば、それは取締役會内部の委員會に当たることになる。この場合には常務會は商法第三九三條の二によって同條第二項各号で定めている事項につき決定権はなく、そして常務會で決定した事項は各取締役に通知しなければならず(同條第四項)、議事録も作成せざるをえず、そして決議に関して特別な利害のある取締役は議決権を行使することができなくなる(同條五項)。そういう意味で韓國の委員會制度の意義をあえて探すとすれば従來の非公式機構であった常務會を商法上の公式機構で吸収したことにあるといえよう<sup>13)</sup>。

## 2. 社外取締役の減少と非登記取締役の増加

大規模上場會社の場合、社外取締役は3人以上でかつ取締役の二分の一以上でなければならない。このように絶対數基準と共に比率基準を設けたのは、絶対數基準を通じては社外取締役の員數の最低限を定め、そして比率基準を通じては取締役會が社外取締役中心に構成せれるようにして社外取締役が取締役會で核心的な役割をするようにするためである。もちろん比率基準においては社内取締役に当たる社外取締役を選任せよという意図があるのはいうまでもない。

ところで、企業實務で現れている現象はこうした趣旨とは正反對の方向に行っている。最近新聞の報道によれば大規模上場會社の場合社内取締役に數に社外取締役に合わせるのではなく、その反對に既存の社外取締役に數に社内取締役に合わせる方法で比率基準を満たしている。例えば、大手電子會社であるLG電子の場合は既存の總一二人の取締役の中、社外取締役四人はそのまま置いて社内取締役に既存の八人から四人の減らす代わりに、減らされた四人は非登記取締役とする形でこの比率基準を満たしている<sup>14)</sup>。その結果、社外取締役制度の強化は妙に社内取締役に減少と非登記取締役の増加という現實に現れている。

このことは社外取締役制度に関する企業側の認識がいかなるものであるかを極明に見せる事例であるが、一方現實的や法律的に少なくない問題を伴う。第一に、取締役の員數が企業側の必要性によってではなく、専ら法定要件の充足のため決められるというのは法の予定したもの

12) 李哲松、會社法講義(第一〇版・二〇〇三年)五七七頁。

13) 權鍾浩、前掲(注11)一二〇頁。

14) 朝鮮日報2001.3.3.15頁。

ではなければ、経営機構の組織における効率性という観点からしても決して望ましいものではない。第二に、限られた員数の社外取締役では委員会の運営においても効率を期することができない。右のLGの事例を例えば、四人の社外取締役の中、二人は必ず監査委員会に含められるべきであるから結局には残りの二人の社外取締役で各種の委員会を運営せざるを得ないからである<sup>15)</sup>。第三に、非登記取締役の法的地位である。社外取締役制度の強化と関連して最近量産されている非登記取締役は實質的な権限や役割において社内取締役と全然差がなく単に取締役として登記だけをしない者であるが、これらに對していかなる法的地位を与えるかが新たに課題となっている。韓國の場合には財閥企業の會長等のように法律上では取締役でないが、實質的には経営に關与する者を規制するために「業務執行指示者」の責任に關する規定（商法第四〇一條の二）を設けている。これによれば、①會社に對する自分の影響力を利用して取締役に業務を指示した者（同條第一項一號）、②取締役の名で直接業務を執行する者（同條第二項）、③取締役にないのにも関わらず、名譽會長・會長・社長・副社長・専務・常務・取締役その他業務執行権限があると認められうる名称を使って會社の業務を執行した者は業務執行指示者として取締役と同様の責任を負う。ところが、右の非登記取締役の場合には少なくとも①及び②に当たる可能性は少なく、但し③には当たる可能性があるが、この場合にも取締役等の名称を使わなければ、或いは名称を使っても業務執行に關する決定だけし、直接業務を執行しない場合には③の適用も難しくなる。そういう意味で、最近社外取締役制度の強化と関連して量産されている非登記取締役を念頭に置いた規定の設けは至急の立法上の課題であり、このことは社外取締役の増員でなく社内取締役の減員を通じて社外取締役に關する比率基準を満たそうとする企業の誘因を除去する側面からもそうであろう。

#### 四 監査委員会制度の問題点

監査委員会は一九九七年金融危機のときIMFが金融支援を條件として企業統治構造の改善を要求している状況で緊急立法の形で導入されたものである。同制度の導入と関連して學界や實務界からは企業文化や環境の異なる我が國の現實からすればアメリカ型の監査委員会制度の導入よりは從來の監査役制度を補完・改善する方が望ましいという見解が少なくなかった<sup>16)</sup>。その結果、監査委員会制度はこうした批判的な見解と妥協する形で導入されるようになった。

監査委員会の設置が義務づけられる會社はすべての上場會社ではなく大規模上場會社に限られたことや資産總額が一〇〇〇億ウ以上である上場會社が從來の監査役制度を選択した場合に

15) 委員会制度の運営が形式化されているという指摘についてはKang Hee Kab・前掲書一七七頁。

16) 鄭華永「企業経営透明性提高と監査制度の改善」上場協第三五号（1997）七八頁。Choi Byeong Gyu「取締役會内委員会制度に關する研究」企業法研究第六卷（韓國企業法學會・2000）七四頁。鄭浩烈・前掲論文五七八頁。

は必ず一人以上の常勤監査役をおくようにしたのがそれである。

現行監査役制度と関連しては、例えば資産総額一〇〇〇億円以上の上場会社に適用される常勤監査役制度の場合、多数の監査役を前提としないまま専ら常勤監査役の地位だけを社外監査役に近くすることによって結局は一人の社外監査役のみで監査機構が運営される余地を提供するなどその問題点は少なくないが<sup>17)</sup>、ここでは監査委員会制度を中心にして重大な立法上の不備と思われるものにつきいくつ触れることにしたい。

## 1. 運営方式

現行法によれば、監査委員会の決議は多数決により（商法第三九三條の二第五項、第三九一條一項）、監事権限は監査委員会に属する（同法第四一五條の二第六項）。すなわち、韓国の監査委員会の場合、監査の主体は監査委員会であり、監査委員は単にその構成員にすぎず、そして多数決によって意思を決定するいわば合議体（board）方式をとっている。この方式は比較法的にはドイツの監査役会に類似であるが、監査委員の独立性という観点からすれば決して望ましいものではない。なぜならば、この方式の下では監査委員の中多数が独立性に問題があれば、少数の監査委員がいくら公正でかつ客観的に監査業務を遂行しようとしても無駄だからである。

もちろん監査委員会は多数の監査委員で構成される点を考慮すれば、監事業務の効率性や監査委員間の役割分担という側面から監査権限の行使者や行使方法等を定めるにおいては多数決を根幹とする合議体の方式が必要な面がないのではないが、この場合にも監査委員の間に意見の対立があるときには監査報告書を通じてこれを反映しうる制度的な措置は設けられていなければならない。

しかし、現行法ではこうした制度的な装置は設けられていない。このことは監査委員を多数とした監査委員会制度の本来の趣旨に反するだけでなく、既述のように監査委員会が法制度的に取締役会の影響力の下にある我が国の現実を考慮すれば決して望ましいものではない。従って、監査委員会は日本の監査役会と同じく基本的に監査委員の獨任性を根幹とする「協議体」（meeting）型で運営する方が望ましいと思われる。すなわち、監査の主体は監査委員とし、監査委員会は単に監査委員の権限行使を容易に補佐する機能のみ遂行し、そして監査委員の間に意見の対立がある場合には各監査委員の意見を監査報告書に附記するようになるのがそれである。

17) 本稿で取り扱う問題点以外については権鍾浩「監査制度の改善と監査委員会制度の問題点」商事法研究第一九卷三号(2001)九頁以下、同「監査・監査委員会及び会計監査人の職務範囲と責任」（第四次監査人大會資料集・上場會社協議會・2000.11.19）七七頁以下。

## 2. 監査委員の責任

監査委員の責任に関する現行法は少なくない問題点があるが、その一つは監査委員の責任に関する現行法が曖昧である点である。すなわち、現行法によれば、監査に関する責任は監査委員会にあるとされている（商法第四一五條の二第六項）。従って、理論上は監査委員会がまず責任をおり、そして監査委員の間に求償関係が成立すると見るべきであろうが、そうしても究極的には監査委員が責任を負わざるを得ないという点で監査委員会が責任を負うとした實益がない。

そして、監査委員会の責任は取締役の責任に関する規定ではなく、監査役の責任に関する規定（商法第四一四條）を準用している。監査委員は監事業務を遂行するとはいえ、基本的に取締役であるから取締役の責任に関する規定を準用するのが筋であろうが<sup>18)</sup>、監査役の責任に関する規定を準用することによって次の問題は避けられなくなった。現行監査役の責任に関する規定は監査委員会を念頭に置かず監査役の獨任性を前提としたものである。そのため、監査委員の責任が監査委員会の決議によるものである場合、監査委員会の決議に反対した監査委員の責任はどうなるかが問題となる。この問題の解決のためには結局には取締役会の決議に反対した取締役の責任に関する規定を準用せざるをえないが、そうであるとすれば、最初から立法的に監査委員の責任については取締役の責任に関する規定を準用するのが正しかったであろう。

## 3. 取締役会による再決議

この問題は監査委員会に限られる問題ではなく、取締役会内の委員会すべてに適用される問題であるが、監査委員会の決定につき取締役会が再決議することができるという点である。

現行法によれば、監査委員会は決議事項を各取締役に通知しなければならず、通知を受けた取締役は必要な場合取締役会を招集することでき、このようにして招集された取締役会は監査委員会の決議した事項につき再び決議することができる（商法第三九九條の二第四項）。この規定は取締役全員で構成される取締役会でない少数の取締役に構成される特定の委員会で作された決議がそのまま取締役全体の意見として受け入れられるのを防止するのにその趣旨があると思われるが、百歩を譲歩しても監査委員会には適用されるべきではない。取締役会が大株主や特定人の影響力の下にある場合には監査委員会をいくら社外取締役に中心として構成してもあるいは監査委員会がいくら頑張っても大株主や特定人の影響力から抜け出されることができないからである<sup>19)</sup>。

18) 李哲松・前掲書六六七頁。

19) この問題と関連して鄭東潤教授は解釋論として商法第三九三條の二第四項は監査委員会には適用されないとするが（「韓國型監査委員会制度の虚と實」上場（上場会社協議会・2000.2）一二頁），現行法上このように解釋が可能かは疑問である。

もちろん、現行証券取引法によれば資産総額二兆円以上の大規模上場会社の場合には取締役の二分の一以上は社外取締役で構成されるから（同法第一九一條の一六、同法施行令第八四條の二三第一項）、このような会社の場合には相対的に取締役會が社内取締役等の特定人により支配される可能性が低いとしても、その以外の上場会社（この場合には社外取締役は取締役の四分の一以上）や非上場会社の場合にはその可能性は十分ある。従って、監査委員会の実効性や独立性のためには監査委員会の決議に対する取締役會の再決議を認める商法第三九三條の二第四項は必ず改善すべきであろう。

## 五 最近の動向

韓國の社外取締役制度と監査委員会制度は一九九七年金融危機を背景に企業経営の透明性と監査の実効性の確保のために意欲的に導入した制度であるが、前述したように立法上の不備等でこれまでも企業實務では成功的に定着されていない。こうした状況で、最近SKグローバルの粉飾會計事件が社會問題となるとそれを契機に企業會計制度の先進化のための法律改正が推進されている。現在、國會で審議中である「會計制度先進化關連法律改正案」（以下、會計制度先進化法案）<sup>20)</sup>がそれである。

### 1. 法案の重要内容

同法案は、國內的にはSKグローバル事件を契機に我が國の企業の會計透明性に對する市場の憂慮が再現されつつあり、また國際的には二〇〇一年末Enron社の會計不正事件を契機に二〇〇二年七月にアメリカでSarbanes Oxley Actが制定されるなど、企業會計に關する國內外の状況変化に積極的に對處するためSarbanes Oxley Actを範として設けられたものである。同法案は証券取引法、株式會社外部監査に關する法律（外監法）、公認會計士法の三法にかけて企業會計の透明性を高めるための多様な規定を置いている。

重要内容としては、①會計情報の適正性に關するCEO等の認証義務化、②開示書類の虚偽・不實記載に關する損害賠償責任者範囲の擴大、③重要株主・役員に對する金銭貸与、債務保証等の禁止、④監査委員会の専門性強化、⑤内部會計管理制度の導入、⑥内部告發者の保護制

20) 同法案の制定経緯につき説明すれば、二〇〇二年八月韓國公認會計士と會計研究院が實務作業班を構成して、既存の會計制度に對する評価と米國の會計制度改革法の國內收容問題につき検討し、これを纏めて二〇〇二年十一月七日「會計制度先進化方案」を發表する一方、二〇〇三年三月二五日には公聽會を開催するなど同方案に對する各界の意見を收斂した後、二〇〇三年六月七日次官會議で「會計制度先進化法案」が確定された。そして同法案は國務會議の議決を経て現在國會に提出・審議中にある。

度の改善、⑦會計監査人の監査証明制度の補完、⑧開示書類に専門家の意見を引用する時、当該専門家の署名義務化、⑨公開企業の會計情報の開示強化、⑩會計監査人の利益相反業務制限、⑪會計監査法人の周期的な交替義務化、⑫監査調書の眞實性確保及び毀損防止のための制度改善等がある。

これらの中、ここでは紙面の関係で會計制度の適正性を担保するための制度を中心に紹介することにした。但し、記述の便宜のため関連法律別に改正内容を紹介する<sup>21)</sup>。

## 2. 証券取引法

### (1) CEO等の認証義務化

証券取引法によって行政当局や自律規制機関（証券取引所等）にその提出が義務づけられている開示書類（例えば、有価証券届出書、事業報告書、半期報告書、臨時報告書等）の場合、提出当時の代表取締役及び提出業務を担当している取締役（提出担当取締役）は、当該開示書類の正確性と完全性につき検討・確認し署名しなければならない（同改正案第八條第四項、第一八六條の五）、重要な虚偽記載があるのを知りながら署名した場合には五年以下の懲役又は三〇〇〇万円以下の罰金に處する（同法案第二〇七條の三第二号の二）。この規定は開示書類に關するCEO・CFOの認証(certification)を義務化しているSarbanes Oxley Actを範としたものとして、これまで形式的になされてきた記名捺印（署名）制度を改善する一方、特に刑事處罰の實効性を確保するためのものである。

### (2) 虚偽・不實開示に關する責任者の範囲擴大

虚偽・不實開示に關する損害賠償責任者の範囲を擴大した。すなわち、(i) 開示書類の作成と關連して、商法上の業務執行指示者<sup>22)</sup>として虚偽・不實の記載を指示または執行した者（同法案第一四條第一項一号の二）と(ii) 開示書類に自分の意見（評価・分析・確認等の内容を含む）が記載されることにつき同意し、その記載内容を確認した者（以下、専門家）は、虚偽・不實記載によって有価証券取得者が被った損害につき賠償責任がある（同條項第二号の二、同法案第一八六條の五）。

(i) は、商法の場合、自分の影響力を利用して會社の業務執行に關与した者は業務執行指示者として取締役と連帶して損害賠償責任を負うのに對し、証券取引法で業務執行指示者に對す

21) 改正案に關する説明は、財政經濟部・金融監督委員會・金融監督院・韓國公認會計士會「會計制度先進化方案に對する公聽會」（2003.3.25）資料によるものである。

22) 本文三・二參照。

る責任規定がないというのは立法上平衡に反するのみならず、比較法的にも例えばアメリカの場合、虚偽・不實開示につき企業経営に影響を及ぼしている「支配的な地位にいる者」(controlling persons)に對し民事責任を負わせている点も考慮したものである。

そして(ii)は、現行証券取引法によれば、開示書類の眞實性につき証明し書名した公認會計士・鑑定人または格付會社は虚偽・不實記載につき民事責任を負うのに對し(同法第一四條第一項二号)、専門家の場合にはこうした規定がなく、その結果、會社の實績等を偽るために専門家の意見が悪用される危険があるので、これを防止するためのものである。

### (3) 監査委員会の専門性強化

監査委員会の委員の中、一人以上は必ず會計または財務専門家でなければならない(同法第五四條の六第二項二号)。このことは、監査委員会の會計監査人との業務連携や會計監査の効率性を高めるためである。

## 3. 外監法

外監法は事業年度末資産總額が七〇億ウ以上である株式會社でその選任が義務づけられている會計監査人の會計監査の適正性を確保するために設けられた法律である(同法第一條、第二條、同法施行令第二條一項)。同法では外監法についても一部改正がなされた。

### (1) 内部會計管理制度の新設

外監法改正案では外監法適用會社の場合會計情報の適正性と公正性を確保するために會計情報の検証方法、會計関連役員・職員の業務分掌等を定めた内部會計管理制度を調えるようにし、會計監査人に對し監査業務を遂行する際に内部會計管理制度の運営實態等につき検討するように義務づけている。

すなわち、會社は會計情報の適正性を担保するのに必要な事項が含まれた内部會計管理規定とこれを管理・運営する組織(内部會計管理制度)を調えなければならない(外監法改正案第二條の二第一項)、會社は内部會計管理制度によらず會計情報を作成したり内部會計管理制度に基づいて作成された會計情報を偽造・変造・毀損及び破壊してはならず(同條第二項)、會社の代表者は内部會計管理制度の管理・運営につき責任を負い、それを担当する常勤取締役のうち一人を内部會計管理者と指定しなければならない(同條第三項)。内部會計管理者は毎半期ごとに取締役及び監査役(監査委員会)に内部會計管理制度の運営實態を報告しなければなら

ず（同條第四項）、監査役は内部會計管理制度の運営實態を評価して取締役會に報告し、それを會社の本店に備置かなければならない（同條第五項）。特に第二條の二第二項に違反して、内部會計管理制度に従って作成された會計情報を偽造・変造・毀損及び破壊した者は五年以下の懲役又は三〇〇〇万円以下の罰金に處する（同改正案第二〇條第一項一号）。

一方、會計監査人は第二條の二で定めている事項の遵守如何及び内部會計管理制度の運営實態に関する報告内容を検討しなければならない（同改正案第二條の三第一項）、検討結果に関する総合意見を監査報告書に記載しなければならない（同條第二項）。

そして、同改正案第二條の二第一項の内部會計管理制度を調えない者と第二條の三に違反して内部會計管理制度の運営實態に関する報告内容等を検討しない又は監査報告書に意見を表明しない者は三〇〇〇万円以下の過怠料の制裁がある（同改正案第二〇條の二第一項一号・二号）。

内部會計管理制度はすでに企業構造調整促進法で資産總額七〇億円の又は与信總額五〇〇億円以上の企業に対して義務づけられていたが、同法は二〇〇五年一月三十一日付で廢止される限時法という点と同制度の適用會社範囲を合理的に調整するために外監法を通じて同制度を導入したものである。

## （2）會計監査人の周期的な交替の義務化

長期間の監査による企業との癒着を事前に遮断するために會計監査人は原則として六事業年度を超過して監事業務を遂行することができない。すなわち、上場會社及び協會登録會社の場合、會計監査人は連続して六事業年度を超過して監事業務を遂行することができない（同改正案第四條の二第四項）。但し、①監査委員會全員の承認があったとき（同條項第一号）又は②連續する六事業年度の中、最終事業年度に現在の會計監査人と大統領令の定める會計監査人による共同監事を受け、その結果適正の監査意見があったとき（第二号）又は③その他、監査役の獨立性が確保されているときなど、大統領令が定める場合にはそうでない。

## （3）内部告發者保護制度の改善

會計不正につき會社内部者からの申告を誘導するため内部告發者を保護する制度を改善した。

すなわち、①外部監査人が會計監査基準によらず又は監査報告書を虚偽で作成する場合又は②會社が會計處理規程に違反して財務諸表を作成・開示する場合又は③これに準する場合として會計情報を虚偽で作成し又は事実を隠閉する場合には、これらの事実を知ることになった者

がその事実を証券先物委員会に申告し又は当該会社の会計監査人又は監査役に告知した場合にはその申告者又は告知者（申告者等）に対する懲戒や是正措置等を大統領令で定めるところに従って減免することができる（同改正案第一五條の三第一項）。申告又は告知を受ける者は申告者等に関する秘密を維持しなければならない（同條第二項）、申告者等が善意で申告又は告知をする場合には当該会社は申告者等に不利な待遇をしてはならない（同條第三項）。

この規定は内部告発者保護につき限時法である企業構造調整促進法で定めていたものを外監法に移管する一方、会計不正に関する申告に誘因を提供するためのものとして、企業構造調整促進法では違反行為を主導した者に對しては申告しても何らの恩典を与えなかったのみならず申告者に對する報復を遮断する装置もなかったが、改正案では違反行為において主導的な役割をした者が申告をする場合にも懲戒を減免し、申告者に對する報復を遮断する装置を設けたことに意義がある。

#### 4. 公認會計士法

公認會計士法改正案における核心は公認會計士及び會計法人が特定企業と監査業務に関する契約を締結した場合、契約期間の間には監査業務以外に当該企業と利益相反の可能性のある業務は行えないようにしたことにある。すなわち、公認會計士は特定会社の財務諸表を監査し又は証明する業務を遂行する契約を締結している間には、①會計記録と財務諸表の作成、②内部監査業務の代行、③財務情報体制の構築又は運営、④その他財務諸表の監査又は証明業務と利益相反の余地のあるものとして大統領令で定める業務を行うことができない（同改正案第二一條第二項）。但し、これらの業務以外には内部統制手続等大統領令で定める手続に従って行うことができる（同條第三項）。そして第二一條第二項及び第三項の規定は會計法人につき準用する（同改正案第三三條第二項）。

この規定は公認會計士や會計法人が被監査企業に對してアドバイス等高収益付随業務を並行するときに予想される利益相反による監査における公正性の毀損を防止するものである。

## 六 結 び

以上で韓国の社外取締役制度及び監査委員会制度の問題点、そして現在國會で審議中である「會計制度先進化法案」につき検討した。會計制度先進化法案は會計情報の完全性と正確性を確保し企業會計の透明性を高めるための多様な規定を置いている。

しかし、この改正案は残念ながら新たな制度の導入にのみ焦点を合わせているだけで、本稿

で検討した監査制度の問題点や企業会計における透明性を高めるためには欠かせない社外取締役と関連した問題点についてはさほど視線を置いていない。

我が國の不透明な会計慣行を改善し國際的に適合性のとれた會計原則を確立するためには國際的に普遍化された新たな制度の導入は至急な課題であることはいまでもない。しかし、本稿で触れた社外取締役制度や監査制度の問題点に關する改善なしにはその効果は微々であろう。なぜならば、これらの問題は我が國の監査制度や社外取締役制度の機能化に直結される問題だからである。

SKグローバル粉飾會計事件を契機に我が國の監査システムにつき自省の聲の高い今、監査制度や社外取締役制度を含めた我が國企業統治構造につき全面的な見直しがなされるよう祈ってみる。

《参考文献》

- 姜熙甲・株式会社の経営監督・監査及び監査委員会制度の問題点（韓国上場会社協議会・2002）
- 企業支配構造改善委員会，「企業支配基準模範規準（案）」（1999.8）
- 李基秀，「社外取締役制度の強化を巡る争点」商事法研究第一九卷三號（2001）
- 林重浩，「社外取締役制度の定着のための先決課題」上場（韓国上場会社協議会・2000. 10）
- 鄭浩烈，「米國の會社支配構造の變遷とその現況」比較私法（韓國比較私法學會）第六卷二號（1999）
- 鄭準永，「企業經營透明性提高と監査制度の改善」上場協第三五號（1997）
- 財政經濟部・金融監督委員會・金融監督院・韓國公認會計士會「會計制度先進化方案に對する公聽會」（2003.3.25）
- 崔秉珪，「取締役會内委員會制度に關する研究」企業法研究第六卷（韓國企業法學會・2000）
- Coudert Brothers、法務法人世宗、International Development Law Institute、Bernard S. Black、「韓國競爭力強化のための韓國の企業支配構造最終報告書及び法改正勸告案」（2000.6）。
- 權鍾浩，「韓國型社外取締役の問題点とその改善方案に關する立法論的模索」上場協第四四號（上場會社協議會・2001）
- 權鍾浩，「監査制度の改善と監査委員會制度の問題点」商事法研究第一九卷三號（2001）
- 權鍾浩，「監査・監査委員會及び會計監査人の職務範圍と責任」（第四次監査人大會資料集・上場會社協議會・2000.11.19）

## 國文抄錄

### 한국의 사외이사·감사위원회제도의 문제점과 최근의 동향

權 鍾 浩

(建國大學校 法科大學 副教授)

본고는 우리나라 사외이사제도 및 감사위원회제도의 문제점과 최근에 국회를 통과한 이른바 기업회계선진화법에 관해 법리적인 관점과 실무적인 측면에서 검토를 한 것이다. 우리나라의 경우 기업지배구조에 관한 실정법의 입장은 기업경영의 투명성과 효율성을 제고하는 방법으로 서 사외이사와 감사위원회의 역할과 기능에 기대하는 측면이 매우 강하다.

그러나 현실은 그렇지 못한데, 사외이사와 감사위원회에 대한 기업실무계의 이해가 부족한 데다가 입법상의 불비로 인하여 제도의 운영 자체가 형해화되고 있기 때문이다. 위원회제도의 경우 현행법상 위원을 사내이사만으로 구성하는 것이 가능함으로써 사외이사의 활용을 극대화 할 수 있는 위원회제도가 오히려 사외이사를 배제하는 수단으로 악용될 소지가 있으며, 감사위원회의 경우에도 운영방식을 다수결에 의하도록 함으로써 감사위원의 소수의견은 구조적으로 무시될 수밖에 없다. 이사회가 감사위원회의 결정을 번복할 수 있는 것도 결정적인 입법상의 불비이다.

SK글로벌분식회계사건을 계기로 금년에 도입된 회계제도선진화법은 감사위원회의 전문성제고, 내부회계관리제도의 도입 등 획기적인 내용으로 되어 있으나 현행 사외이사제도와 감사제도가 안고 있는 구조적인 문제점에 관해서는 그다지 시선을 두고 있지 않다. 새로운 제도의 도입도 좋지만, 기존 제도의 문제점에 관한 개선도 시급한 과제임을 인식할 필요가 있을 것이다.